

3 有害情報等から子どもを守る取組の在り方

子どもを取り巻く有害情報等の問題は、大人社会にその責任があることを踏まえ、社会全体で対策を講じることが大切であります。

このため、学校においては、家庭、地域と連携し、有害情報等から子どもたちを守るための活動を行うとともに、関係機関との協力関係を築き、地域における有害環境対策の推進などの具体的な取組を行う必要があります。

有害情報の影響

(1) インターネットやマスコミ等の有害情報の影響

有害情報のとらえ方には様々な意見や考え方があります。インターネット社会では、自由な表現を尊重すべきと考える立場から、有害サイトを特定してしまうことで、考え方を統一してしまうことの危険性が指摘されています。

しかし、発達段階にある子どもたちを有害な情報から守ることは、保護者や学校関係者の義務として当然果たしていく必要があります。

そのため、学校は、子どもの心身の成長、発達に影響を与えるインターネットやマスコミ等からの有害情報を具体的に理解するとともに、それらへの対処方法を共通理解しておくことが大切になります。

自主規制の状況

表1 関係業界の自主規制の状況

関係業界	内 容 等
マ ス コ ミ 全 般	・新聞、放送、出版、映画、広告及びレコードの各業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、マスコミと青少年とのかかわり方に関する研究協議等を実施
出 版	・出版倫理協議会が、有害出版物の取扱いについて独自の自主規制措置を実施 ・出版倫理懇話会 ・露骨な性描写の出版物に対する帯紙措置の実施 ・成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示 ・成人向けコーナーの設置 ・対面販売の実施 等
映画・ビデオ・コンピュータソフト等	・映倫管理委員会を設置し、公開される映画の審議 ・日本ビデオ倫理協会において倫理規定を設け、審議を実施（成人指定、R-15指定、一般） ・コンピュータ、ゲームソフト等に対する倫理機構
放 送	・日本放送協会、日本民間放送連盟における放送と青少年問題との対応策 ・CSデジタル放送における衛星放送協会に倫理委員会の設置
広 告	・日本広告審査機構（JARO）を設立し苦情処理等
興 行	・全国興行環境衛生同業組合連合会による自主規制遵守事項の制定
カラオケボックス	・日本カラオケスタジオ協会による自主規制基準の制定と管理者等講習会の開催
インターネット	・インターネットプロバイダー協会による接続サービスの提供にあたっての指針の公表 ・テレコムサービス協会、インターネット協会における取組
インターネットカフェ・まんが喫茶	・日本複合カフェ協会による店舗運営ガイドラインの制定、優良店マークの交付
携帯電話・PHS	・関係各社による未成年者との契約の在り方、コンテンツ提供のガイドラインの策定、プロバイダーに対する依頼を実施

表2 インターネット上の有害情報としての一例

カテゴリー	主な内容
違法行為	詐欺、痴漢、窃盗、殺人、強姦、売春など日本国内で違法となる行為に関する情報提供。著作権や肖像権の侵害。その他違法行為を誘発・助長と思われる各種の情報。
違法薬物	麻薬など、日本国内で違法となる薬物及びその利用を助長と思われる各種の情報提供。
軍事・テロ・過激派	軍事活動、テロリズム、急進的な変化を求め、過激、暴力的、恐喝的な直接行動を行うグループや個人。
武器・兵器	武器・兵器の入手、製造、販売、使用に関する各種の情報提供。モデルガンやナイフ、サバイバルゲームの購入や収集など、武器にまつわる趣味の情報。
性行為・性風俗	性行為の画像、露骨に性的な言葉で行為を描写するサイト。性風俗店、アダルトグッズ、アダルトビデオ、ラブホテルに関する各種の情報提供。
出会い・異性紹介	異性と知り合うことを目的とした各種の情報提供。
ギャンブル・一般	競馬、競輪、競艇等やカジノ、パチンコ、麻雀等ギャンブルに関連した情報の提供。
水着・下着・フェチ画像	水着・下着・レースクイーンなどセクシーさを強調する画像の掲載やグッズの販売、フェチをテーマにした各種画像や情報提供。

※有害情報についての捉え方は、子どもの年齢等によって有害なもの判断する基準が異なり、どのような内容が有害となりうるのか、その基準を一般的に示すことは難しいことに留意する必要があります。

※ 青少年白書（内閣府）より引用（一部改変）

啓発の推進

メディア等の監視体制

(2) 地域が一体となった有害情報等の排除に取り組むことの必要性

子どもが日常生活において接する各種メディア等が提供する情報等には有益なものも多い反面、行き過ぎた暴力・残虐表現を含む情報や性描写等が子どもの人格形成に悪影響を及ぼすことが考えられます。

そのため、有害情報等から子どもを守るための取組や、メディア等に対応した監視体制の構築の両面から取り組むことが必要になります。

ア 有害環境対策や啓発の推進

地域の書店やコンビニエンスストア等における有害な図書などの区分陳列やビデオレンタル店等での年齢確認の徹底等の申し入れを行うなど、地域の大人たちや商店街組合などが有害情報等から子どもを守るための具体的な取組や活動が必要です。

子どもとその保護者を対象にしたメディア対応能力の育成等を行うために、地域住民を対象としたパソコン操作の公開講座や有害情報に関する教育フォーラム等を開催したり、理解・啓発パンフレット等の配布などの事業を学校と地域が連携協力して実施するなどの具体的な取組が、地域における有害環境対策を推進することにつながります。

イ 有害情報等に対する監視体制の強化

保護者や地域住民による有害情報に対する取組を促進する観点から、社団法人日本PTA全国協議会が平成10年度から実施しているテレビ番組の全国モニタリング調査（図表3）やNPOが実施している子どもとメディアの実態調査（図表4）等を参考にするなど、有害情報等に対する監視体制等を強化するなどの対応が求められます。

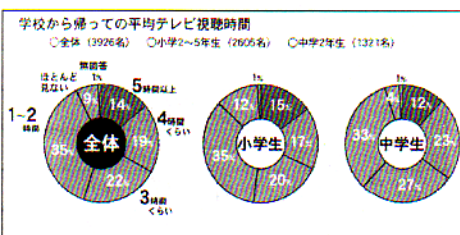
図表3 テレビ番組のモニタリング調査

- 事業の趣旨
最近、子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、薬物乱用、性の逸脱行為、青少年非行の凶悪化など、憂慮すべき状況にある。こうした状況は、一部のテレビ、ビデオなどに見られるような有害情報が、子どもたちの心に多大な影響を与えていることにも起因すると考えられる。
こういった状況を踏まえ、マスメディアが子どもたちの心に与える影響についてモニタリング調査を実施することとし、結果を関係省庁はじめ、テレビ局等、広範な機関・団体に訴えていくことにより、青少年にとって有害な環境に対する問題意識を高めることで、心豊かでたくましく生きる青少年を育てていく地域社会の環境を整備する。
- 事業の内容
(1)調査対象者 全国の地方協議会にモニターの選任を依頼
(2)調査方法 アンケート自記式
(3)調査期間 平成17年2月の予定

社団法人「日本PTA全国協議会」が実施しているテレビ番組の全国モニタリング調査

図表4 子どもとメディアの実態調査

- 第2次調査（2002年7月～12月）
- ねらい 子どもとメディアの接触時間・生活実態と心身への影響把握
- 対象 福岡県内の小学生と中学生（古賀市・宗像市 約9000名）
- 内容 子どもとメディアの接触・生活実態と心身の状況（一部体力診断含む）
- 有効回答 8821件（うち小2・小5と中2は4277件）



NPO「子どもとメディア」が実施している実態調査の一部

実践のポイント

- ・有害情報の存在を理解し、その接し方や対処方法等を身に付けることが大切です。
- ・有害情報から子どもを守る取組やメディアに対応する能力の育成の両面からの取組が必要です。